

同時発表：観光庁

平成30年3月28日

「宿泊施設バリアフリー化促進事業」の公募を開始

〔平成29年度補正予算事業〕

観光庁は3月28日より、宿泊施設において、客室や共用部のバリアフリー化のための改修等の支援を行う「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（宿泊施設バリアフリー化促進事業）」の公募を開始します。

観光庁では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、訪日外国人旅行者の加速度的な増加を見据え、高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者が安心・安全を確保することができる避難場所等として利用できる宿泊施設が求められており、共用部や客室のバリアフリー化のための改修等の支援を行います。

宿泊事業者が「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」を策定し、国土交通大臣の認定を受けた後、①客室における躯体工事等を伴わない必要最低限の緊急改修（定額、補助上限100万円）や、②共用部の改修、客室の統合等を伴う大規模改修（1/2補助、補助上限500万円）について支援します。

本事業の公募等に関する詳細は下記のとおりです。

記

1. 公募期間

平成30年3月28日（水）～5月9日（水）12時

2. 公募のお申し込み及びお問い合わせ先

（3月30日まで）

観光庁観光産業課 宿泊施設バリアフリー化促進事業事務局

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号：03-5253-8330

（4月2日以降）

公益社団法人日本観光振興協会 総合調査研究所

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-1 虎ノ門三丁目ビルディング6階

電話番号：03-6435-8333

※その他申請書類は、観光庁HPをご覧ください。

HP：http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000354.html

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 観光部 観光企画課

担当：塚本 田中

電話：092-472-2330

FAX：092-472-2334



九州運輸局

宿泊施設のバリアフリー化促進事業

- 近年、地震、火山噴火、大雪、火災などの大規模な自然災害等が頻発している中、このような緊急時において、特に災害弱者となりやすい高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心を確保することができる避難場所等として利用できるホテル等の宿泊施設が求められているところ。
- 一方、ホテル等の宿泊施設のバリアフリー化は十分進んでいるとは言えず、その加速化が求められているところ。
- このため、宿泊施設の中でも、とりわけ、観光ビジョンの目標年である2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者の加速度的な増加に対する対応が必要。本事業では、緊急対策として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における会場等の周辺の宿泊施設において、優先的に**共用部や客室のバリアフリー化のための改修を支援**する。

事業の内容

<主な改修の例>

① 客室における躯体工事等を伴わない必要最低限の緊急改修

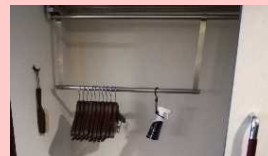
(1) 手すりの設置



(2) スロープの設置



(3) 車いす対応ハンガーラックの設置



② 共用部の改修、客室の統合等を伴う大規模改修

(1) 出入口の改修



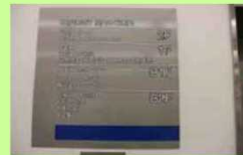
(2) 段差解消(スロープ、エレベーター)



(3) トイレのバリアフリー化



(4) 案内表示



旅館業法の許可(旅館・ホテル)を得ている施設を対象とし、左の事業に対する支援を行う。

<1事業者あたり>

- ①: 定額(補助上限100万円)
- ②: 1/2補助(補助上限500万円)

期待される効果

- 災害発生時、高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者が安心・安全に宿泊施設を利用することができる。
- 宿泊施設における高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者への対応にかかる人的コストが軽減され、効率的な経営が期待される。